



静岡労働局発表  
平成27年11月25日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室  
(電話) 054-254-6315

平成27年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について  
- 6件の産業別最低賃金の改正決定 -

静岡労働局(局長 のむらえいいち 野村栄一)は、静岡地方最低賃金審議会(会長 いしろしゅんこ 居城舜子)からの答申に基づき、下記の6件の静岡県産業別最低賃金について改正決定し、本日(11月25日)までに官報に公示しました。

改正後の金額は12月31日に効力が発生します。

【静岡県産業別最低賃金改正一覧表】

最低賃金の名称(産業名)	改正金額(時間額)	現行金額(時間額)	引上げ額	効力発生予定日
パルプ・紙・加工紙製造業	786円	772円	14円	平成27年 12月31日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	833円	819円	14円	
鉄鋼、非鉄金属製造業	867円	852円	15円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	879円	864円	15円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	851円	836円	15円	
各種商品小売業	823円	810円	13円	

(参考) 静岡県最低賃金は10月3日から783円に改正されている。